

## 青森県アスベスト問題対策本部 第3回会議の議事概要

日 時 平成17年12月22日(木) 11:00～11:15  
場 所 第三応接室  
出席者 本部長(副知事)、副本部長(出納長)、その他本部員

## 議事の概要

## (1) 青森県アスベスト問題対策アクションプログラム(案)について)

環境生活部長: 青森県アスベスト問題対策アクションプログラム(案)についてご説明します。資料1をご覧ください。

アクションプログラムの目的です。県がアスベスト問題に関する対策を総合的に推進していくための具体的な事業や取組を明らかにしたうえで、全庁が一体となって本プログラムを推進し、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保しようとするものです。内部的には、庁内各課が全体の対策を承知したうえで、各部の対策の位置づけや必要な修正・追加に意を配っていただきたいと考えております。

このプログラムは、全庁各課から提出していただいた、アスベスト対策に直接・間接的に関わる各種の事業や取組について、対策区分毎に整理し、取りまとめたものです。

対策区分は、第1には「アスベストに対する県民不安等への対応」、第2には「アスベストの飛散防止等への対応」とし、その対策の方向性としては、「相談体制等の整備」、「健康対策」、「建築物対策」、「環境対策」、「廃棄物対策」、「公的施設対策」の6本として、具体的な事業や取組を4ページ以降に掲載しております。

また、このアクションプログラムをホームページ等で情報提供することにより、県民が本県のアスベスト対策の最新の状況を知ることができるものといたします。そのためプログラムの内容は、適宜更新を行うことにより、最新の情報を提供していく必要があります。このため、対策本部は、各事業等の進捗状況を把握しながら、総合的な対策の推進のために、必要な検討・協議を行っていくこととしております。

以上でございます。

本部長(副知事): ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

県土整備部、県営住宅の調査状況はどのようになっていますか。

県土整備部次長: 県営住宅につきましては、アスベスト使用の可能性があるものが247棟であり、これまでに105棟の調査を完了しています。91棟でアスベストの使用がございません。14棟におきまして、天井仕上材に1.4%から7.8%のアスベストが使用されていることが判明しております。この14棟のうち、11月議会において予算議決いただきました3棟について、早期囲込工事を実施したいと考えております。残る調査も継続しておりまして、1月中には調査結果が分かる予定です。

本部長(副知事): 教育委員会の関係はどうですか。

教育次長: 11月補正の執行を急いでおりまして、ほぼ今週中で契約は終わる予定です。当初目標ど

おり、冬期休業中の対策が可能だと思っています。

本部長(副知事):健康福祉部、施設関係はどうなっていましたか。

健康福祉部長:県関係はございません。ただ、病院、福祉施設が若干ありますが、その他診療所について県独自に調査をしております、結果とりまとめを急いでおります。健康診断ですが、これは県独自に、不安のある方は大きな写真で県総合健診センターで検診できるような対策をとっておりますので、これは周知して参ります。

本部長(副知事):商工労働部は融資制度を創設したようですが、利用者はありますか。

商工労働部長:昨日現在では、ないです。

本部長(副知事):それでは、これについて、ご異議・ご意見ございますか。(「なし」の声あり)

特にないようですので、アクションプログラムについては、原案のとおり決定します。

( (2)市町村等所有施設における吹付けアスベスト等使用実態調査結果について )

環境生活部長:その他として2点、申し上げます。まず、資料2をご覧ください。「市町村等所有施設における吹付けアスベスト等使用実態調査結果」についてです。

これは、総務省が調査を行った市町村所有建物について、環境政策課がフォローアップ調査を実施し、12月15日現在の状況を取りまとめたものです。その結果、吹付けアスベスト等の使用施設は市町村所有6,559施設のうち169施設であり、うち除去等の措置済みは39、今後措置予定等のものは130、分析中のものは46となっております。その内訳は表1及び表2のとおりとなっております。

なお、注意がいくつかございます。総務省調査では教育施設、社会福祉施設についても「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」となっていますが、環境政策課のこの調査では、「吹付けひる石」、「折板裏打ちアスベスト断熱材」をも対象としているため、アスベスト使用施設が増加しています。

また、総括表の「分析中施設数」が合計46であるのに対し個表がNo52までであるのは、個表のうち6施設については同じく「措置済み」のものもあり、これを総括表では「措置済み」に計上すると整理したことによるものです。この点は、対外的に公表する際に、注釈を加えたいと考えております。

( (3)アスベスト対策に係る平成17年度予算案について )

環境生活部長:次に資料3として、「アスベスト対策に係る平成17年度予算案」についてです。これは、国の17年度補正予算案の現時点で把握している内容を整理したものです。

総額では約1,805億円となっており、うち、「中小企業対策」の予算としては経済産業省・財務省・厚生労働省を合わせて37億円となっております。また、文部科学省関係では「国公立学校等施設アスベスト除去対策事業」の予算として745億円、厚生労働省関係では「アスベスト除去対策」の予算として399億円、国土交通省関係では「アスベスト除去対策関係」の予算として186億円、環境省関係では「石綿による健康被害救済給付」の予算として388億円となっております。特に国土交通省、厚生労働省、文部科学省の除去対策事業については、県や市町村、関係施設等で活用可能なものについて、各部における情報収集と、情報提供方についてご協力いただければ幸いです。

付け加えまして、18年度政府予算については現在整理中ですが、厚生労働省所管分がまだ公表できる段階ではないため、もう少し時間をいただいて整理したものをお知らせしたいと考えております。以上でございます。

( 本部長指示 )

本部長(副知事):ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。(「なし」の声あり)  
それでは、以上で議題は終了しますが、三村知事の意向も踏まえ、私からアスベスト対策について2点指示があります。

第1点は、県のアスベスト対策についてはこれから本格化することから、本日決定したアクションプログラムに基づき、部局間の連携を一層密にし、県庁一体となって推進すること。

第2点は、国において新法の制定や法令改正、各種支援措置など様々な動きが出ていることから、県の対応を的確に進めるために、国の取組等の迅速な情報収集に十分留意すること。

以上2点を指示しておきますけれども、今までも各部連携してよくやってくれたと思っておりますが、これからも、連携を密にして、県民の健康不安が起きないように十分対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私からの指示を終わります。